

三和住宅の新築戸建(長期優良住宅・耐震等級3)のメリット

三和住宅の家は、国が定めた基準をクリアした長期優良住宅仕様を標準としています。長期優良住宅の認定を受けると、一般戸建と比べて税制面などで様々な優遇措置や特典を受けられます。

	長期優良住宅	一般戸建
住宅ローン減税	2022年・2023年入居の場合	
	借入限度額 5,000万円	借入限度額 3,000万円
住宅ローン減税	2024年・2025年入居の場合	
	借入限度額 4,500万円	0円 (2023年までに新築の建築確認の場合:借入限度額2,000万円)
○控除率/一律0.7% ○控除期間/13年※ ※一般住宅は2024年以降の入居の場合、控除期間は10年です。		
【フラット35】Sの金利優遇	[1年目~5年目] 年 0.5% 金利引き下げ [6年目~10年目] 年 0.25% 金利引き下げ 金利Aプランの場合	[1年目~5年目] 年 0.25% 金利引き下げ 金利Bプランの場合
地震保険料	割引率 50%	なし ※耐震等級1の場合
住宅取得等資金の贈与の非課税枠 ※2023年12月31日まで	非課税限度額 1,000万円	非課税限度額 500万円
こどもみらい住宅支援事業 ※交付申請期限/2023年3月31日まで ※締め切りは予算の執行状況に応じて発表されます。	補助額 80万円	補助額 60万円 ※断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす住宅 ※工事請負契約又は売買契約を2022年6月30日までに締結したものに限り。
登録免許税 ※2024年3月31日まで ※所有権保存登記に係る登録免許税	税率 0.1% に軽減	税率 0.15% に軽減
固定資産税 ※2024年3月31日まで	5年間 税額1/2 に減額	3年間 税額1/2 に減額
不動産取得税 ※2024年3月31日まで	課税標準から 1,300万円 控除	課税標準から 1,200万円 控除

※各制度で実際に受けることのできる控除や税額など詳細につきましては、物件購入時にお客様自身にて税務署もしくは税理士へご相談下さい。※会社員・自営業などのお客様の勤務形態の違い、ご年収等の上限、お支払いの税額などにより受けることのできる制度・金額が異なります。また他の税制優遇を利用した場合、購入後に住宅の増築を行うなど上記優遇制度が受けられない場合がございます(併用ができない場合がございます)。※住宅ローン減税の対象になるにあたって、年収制限・借入額・借入期間等の要件がございます。※登録免許税・固定資産税は家屋が対象です。※【フラット35】S金利優遇は現時点のキャンペーンであり、実際の購入時に同一金利で利用できない場合がございます。